

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行に伴う
有価証券上場規程等の一部改正について

平成 25 年 3 月 27 日
株式会社東京証券取引所

当取引所は、有価証券上場規程等の一部改正を行い、平成 25 年 3 月 28 日から施行します（詳細につきましては、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。今回の改正は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 2 号）の施行により、株式会社企業再生支援機構の名称が「株式会社地域経済活性化支援機構」に変更されたことなどに伴い、株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援を行う上場会社について、株式会社企業再生支援機構が再生支援を行った場合と同様に、一定の条件のもとで、債務超過に係る上場廃止基準等の適用を 1 年猶予するなど、当取引所の定める上場諸基準等の特例を設けるために有価証券上場規程等の一部改正を行うものです。

なお、本改正は、株式会社地域経済活性化支援機構の前身である株式会社企業再生支援機構の再生支援を受けた場合と同様の特例を引き続き適用することを目的とするものであり、既に改正法が本年 3 月 18 日付で施行済みであることを踏まえ、パブリックコメント手続きを実施しておりません。

以上